

議案第65号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 個人番号を利用することができる事務として区立保育園等における給食費
に関する事務を追加する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部に次のように加える。

19 区立保育園等における給食費に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2区長の部に次のように加える。

23 区立保育園等における給食費に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
------------------------------------	---------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。